

国官会第1854号
国地契第85号
平成19年3月2日

各地方整備局総務部長
総括調整官殿

国土交通省大臣官房
会計課長
地方課長

地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する
措置について

国土交通省地方整備局（以下「整備局」という。）が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）における暴力団からの不当要求等については、「地方整備局発注工事等からの暴力団関係業者の排除について」（平成17年6月2日付け国官会第299号、国地契第33号）記3において、暴力団からの不当要求等の情報を入手した場合には、速やかに警察当局に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこととされているところである。

平成18年12月19日に開催された犯罪対策閣僚会議において、「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム（公共事業からの暴力団排除）の検討状況について」として、「各省庁は、その発注する公共工事について、暴力団関係業者等の排除対象を明確化するとともに、警察からの排除要請等の手続きについて、警察との連携を強化する。」ことや「各省庁は、公共工事の受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる仕組みを導入する。」などの取組を政府として進めるものとするとの報告がなされたところである。

さらに、別添1のとおり警察庁刑事局長から国土交通省大臣官房長あて通知された「公共工事からの暴力団排除の推進について（依頼）」（平成19年3月2日付け警察庁丙暴発第3号）を踏まえ、各都府県警察本部から発注工事における暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）に対する措置について協力要請が行われた場合、発注工事に関し請負者が暴力団員等による不当介入を受けている事実を当該整備局および警察本部が確実に把握し、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除を徹底するため、下記の措置を講じることとするので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書の締結について

発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、別添2の合意書の（モデル）を参考に、各都府県警察本部と合意書を締結し、2以下の措置を講じるものとする。

なお、合意書を締結した後、速やかに本省大臣官房会計課又は地方課まで報告されたい。

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合における請負者の措置義務について

発注工事において請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び発注者への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるため、現場説明書の説明事項に次の内容を追加するものとする。

「○. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) ○○地方整備局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。」

3 暴力団員等による不当介入の通知等を受けた場合の取扱いについて

(1) 総務部長又は総括調整官（以下「総務部長等」という。）は、各都府県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）から、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けた事案の通知を書面（別添2の合意書（モデル）の記2の別記様式1）により受けたときは、速やかに書面（別記様式1）に刑事部長からの通知の写しを添付して、当該工事の契約担当事務所長（本局が契約担当の場合は総務部契約課長又は経理調達課長）（以下「事務所長等」という。）に通知するものとする。

(2) (1)において、総務部長等は(3)の報告がなされているか確認し、報告がなされていないことを確認した場合は、事務所長等に対し、発注者への報告について請負者に確認するとともに状況を報告するよう、指示するものとする。

(3) 事務所長等は、請負者から発注者への報告を受けたときは、速やかに書面（別記様式2）により総務部長等に報告するものとする。

- (4) 総務部長等は、(3)の報告を受けたときは、速やかに書面（別添2の合意書（モデル）の記3の別記様式2）により、刑事部長に通知するものとする。
- (5) (4)において、総務部長等は刑事部長からの通知がなされているか確認し、通知がなされていないことを確認した場合は、その旨も併せて通知するものとする。
- 4 請負者が警察への通報等又は発注者への報告義務を怠ったと認められる事実の確認について
- (1) 事務所長等は、3(2)において発注者への報告がないことを確認した場合、速やかに書面（別記様式3）により、総務部長等へ報告するものとする。
- (2)① 総務部長等は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められるとの通報を刑事部長から書面（別添2の合意書（モデル）の記6の別記様式3）により受けた場合、速やかに書面（別記様式4）に刑事部長からの通報の写しを添付して、事務所長等に通知するものとする。
- ② ①の連絡を受けた事務所長等は、請負者にその事実の内容について確認し、速やかに書面（別記様式5）により、総務部長等へ報告するものとする。
- 5 実効性を確保するための措置について
- 4の確認の結果、警察への通報等及び発注者への報告を怠ったことが確認された場合、以下の措置を講じるものとする。
- (1) 指名停止又は文書注意
- 暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）記7第七項ロに規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」又は「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号。以下「港湾空港関係措置要領」という。）の別表第2第15項に規定する「不正又は不誠実な行為」のうち、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成15年8月19日付け国港管第474-3号）記7第七項ロに規定する「著しく信頼関係を損なう行為があった場合」に該当するものとして指名停止を行うものとする。
- この場合、指名停止期間については、措置要領第3第3項及び港湾空港関係措置要領第3条第3項に規定する「情状すべき特別の事由がある」ものとして、原則として2週間とする。
- なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わない場合は、措置要領第10又は港湾空港関係措置要領第1

0条に基づき、書面による注意の喚起（以下「文書注意」という。）を行うものとする。

(2) 工事成績評定への反映

「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）、「請負工事成績評定要領の改訂について」（平成13年3月30日国港建第110号）又は「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）に基づき、(1)による指名停止を受けた者については10点、文書注意を受けた者については8点、工事成績評定点を減点するものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合において、警察への通報等または、発注者への報告を怠った旨の公表

(1)による指名停止を受けた者については、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号）の別紙3Ⅰ(1)⑩及び3Ⅱ(1)⑩で公表することとされている指名停止措置理由として、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを怠った旨を明記するものとする。

(4) 下請等の禁止

(1)による指名停止を受けた者については、措置要領第8及び港湾空港関係措置要領第8条に規定する下請等の承認をしてはならないものとする。

(5) 優良工事施工団体表彰の推薦基準への反映

表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、各地方整備局の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。

附 則

記2以下の措置については、記1の各都府県警察本部との合意書締結後、平成19年4月1日以降現場説明書を交付する工事に適用するものとする。

別記様式1

番 号
平成 年 月 日

〇〇事務所長（総務部契約課長又は経理調達課長）

あて

総務部長又は総括調整官

発注工事における暴力団員等による不当介入に関する警察からの
連絡について

標記について、別紙のとおり〇〇県警察本部より通知があったので、「地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する措置について」記3（1）に基づき、別添のとおり通知します。

（別紙として〇〇県警察本部刑事局長からの合意書記2に基づく通知の写しを添付すること）

（発注者への報告について確認できなかった場合には以下を記載する。）

発注者への報告について確認できなかったため、貴事務所において請負者に発注者への報告を確認し、状況を報告して下さい。

別記様式2

番
平成 年 月 日 号

総務部長又は総括調整官あて

〇〇事務所長（総務部契約課長又は経理調達課長）

発注工事における暴力団員等による不当介入に対する請負者
からの報告について

標記について、請負者から報告があったので、「地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する措置について」記3（3）に基づき別紙のとおり報告します。

別 紙

請負者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃
工 事 件 名	工事件名
請負者からの 報告内容 (不当介入の内容 ・被害の状況)	(請負者からの文書(様式任意)の添付に代えてもよい)
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無 通報先警察署名(県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

別記様式3

番
平成 年 月 日
号

総務部長又は総括調整官あて

〇〇事務所長（総務部契約課長又は経理調達課長）

発注工事における暴力団員等による不当介入に関する請負者への確認について

平成 年 月 日付け番 号で通知のあった、〇〇事務所（又は本局）発注工事における暴力団員等による不当介入について、請負者にその事実の内容について確認を行いましたので、「地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する措置について」記4（1）に基づき、別紙のとおり報告します。

別 紙

請負者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃
工 事 件 名	工事件名
請負者からの 報告内容 (不当介入の内 容・被害の状 況)	(請負者からの文書(様式任意)の添付に代えてもよい)
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無 通報先警察署名(県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

別記様式 4

番 号
平成 年 月 日

〇〇事務所長（総務部契約課長又は経理調達課長） あて

総務部長又は総括調整官

請負者が警察への通報等を怠ったと認められる事案の通報について

標記について、別紙のとおり「地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入排除手続きに関する合意書記6に基づく」通知があったので、「地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する措置について」記4（2）①に基づき、通知します。

（別紙として〇〇県警察本部刑事局長からの合意書記6にもとづく通報の写しを添付すること）

別記様式 5

番 号
平成 年 月 日

総務部長又は総括調整官あて

〇〇事務所長（総務部契約課長又は経理調達課長）

発注工事における暴力団員等による不当介入に関する請負者への確認
について

平成 年 月 日付け番 号で連絡のあった事案について、請負者に
その事実の内容について確認を行ったので、「地方整備局発注工事における暴
力団員等による不当介入に対する措置について」記4（2）②に基づき、別紙
のとおり報告します。

別 紙

請負者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃
工 事 件 名	工事件名
請負者への暴力 団員等による不 当介入について の確認の内容	<p>警察本部からの通報内容について、請負者に確認し文書（様式任意）により警察への通報等を怠った理由、今後の対応（通報等を行う又は拒否する等）を確認する。</p> <p>(例) 平成 年 月 日付番 号で〇〇県警察本部より通報のあった事案について上記請負者に確認したところ、現場説明書説明事項「〇. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について」(1)及び(2)の遵守について別紙のとおりのお返事がなされた。</p>
警察への通報 状況	<p>警察への通報 有 ・ 無</p> <p>通報先警察署名 (県警察 警察署 課)</p> <p>通報日時 平成 年 月 日 時 分頃</p>

(別 添 1)

警察庁丙暴発第3号
平成19年3月2日

国土交通省大臣官房長 殿

警察庁刑事局長

公共工事からの暴力団排除の推進について (依頼)

最近の暴力団構成員等の数は徐々に増加し、暴力団対策法施行以前の水準に迫りつつあり、その背景には、暴力団の資金獲得活動の巧妙化と暴力団の存在を許容又は利用する土壌の存在があります。

社会から暴力団を確実に排除するためには、警察と関係省庁とが連携して、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)に盛り込まれた施策をより深めるとともに加速させ、また、官民が力を合わせ、社会全体で公共事業、企業活動等から暴力団を排除し、その資金源を遮断する必要があります。

このような認識から、先般、犯罪対策閣僚会議において、関係省庁から成る「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム」により、公共事業からの暴力団排除の検討状況が報告されたところであります。

貴職におかれましては、かねてより、地方整備局等発注工事等からの暴力団排除対策等に御尽力いただいているところでありますが、このような状況を踏まえ、公共工事からの暴力団排除を更に徹底すべく、公共工事を受注している建設業者に対して、暴力団員等(暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者をいう。)による不当要求又は工事妨害があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うよう、御指導方をお願い申し上げます。

(別 添 2)

〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入
の排除手続きに関する合意書（モデル）

国土交通省〇〇地方整備局が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）からの暴力団の排除を一層徹底するため、〇〇地方整備局総務部長及び総括調整官（以下「総務部長等」という。）と〇〇県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）は、相互に緊密な連携のもと、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、以下のとおり合意する。

記

- 1 〇〇地方整備局は、発注工事において請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者に対し、〇〇県警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び〇〇地方整備局に報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるとともに、これらを怠った場合の措置を講じるものとする。
- 2 刑事部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者からの通報を受けたときは、その内容を、別記様式1により、速やかに総務部長等に通知するものとする。
- 3 総務部長等は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者から報告を受けたときは、その内容を、別記様式2により、速やかに刑事部長に通知するものとする。
- 4 刑事部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への通報等及び発注者への報告を措置したときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）に基づく行政命令の発出及び当該請負者、〇〇地方整備局職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。
- 5 刑事部長は、4の対応状況について、請負者及び総務部長等に対し適時連絡するものとする。
- 6 刑事部長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、別記様式3により、速やかに総務部長等に通報するものとする。
- 7 その他
 - (1) 発注工事における暴力団員等による不当介入排除の実施について、総務部長等及び刑事部長は、本合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

(2) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県警察本部刑事部長 印
国土交通省〇〇地方整備局
総務部長 印
総括調整官 印

別記様式1

番
平成 年 月 日
号

〇〇地方整備局総務部長
総括調整官 あて

〇〇県警察本部刑事部長

〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に関する通報
の受理について（通知）

貴整備局発注工事の請負者から、発注工事において暴力団員等による不当介入について警察への通報等があったので、「〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入排除手続きに関する合意書」記2に基づき、別紙のとおり通知します。

別 紙

		取扱警察	県警察署
請負者	所在地	()	—
	名称		
	代表者等	()	—
不当介入に係る	住所		
行為者	氏名		
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃		
工事件名	工事件名		
請負者からの通報内容（不当介入の内容・被害の状況）			
警察への通報状況	通報先警察署名（ 県警察 警察署 課）		
	通報日時 平成 年 月 日 時 分頃		

別記様式 2

番 号
平成 年 月 日

〇〇県警察本部刑事部長 あて

国土交通省〇〇地方整備局
総務部長又は総括調整官

〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入に対する請負者からの報告の受理について（通知）

標記について、当整備局発注工事の請負者から報告があったので「〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記 3 に基づき、別紙のとおり通知します。

（〇〇県警察本部からの通知について確認できなかった場合に以下を記載する。）
貴警察本部からの通知について確認できなかったため、貴警察本部において請負者からの通報等について状況をお知らせ下さい。

別 紙

請負者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃
工 事 件 名	工事件名
請負者からの 報告内容(不当 介入の内容・ 被害の状況)	(請負者からの文書の添付に代えてもよい)
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無 通報先警察署名 (県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

別記様式3

番 号
平成 年 月 日

〇〇地方整備局総務部長
総括調整官 あて

〇〇県警察本部刑事部長

〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入について
請負者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について（通報）

貴整備局発注工事の請負者が、発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、〇〇警察への通報等を怠ったと認められたため「〇〇地方整備局発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」記6に基づき、別紙のとおり通報します。

別 紙

取扱警察

県警察署

課

請負者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃
工 事 件 名	工事件名
請負者からの通報、捜査上必要な協力を得られなかった事案(不当介入の内容・被害の状況)	
請負者の通報、捜査上必要な協力についての対応状況	